

## 日本小児アレルギー学会に対する取材活動に関する内規

- 第1条 本内規は、日本小児アレルギー学会（以下「本学会」という）に対する外部組織からの取材活動（新聞、テレビ、ラジオ、WEB 媒体等）に関する手続き及び基準を定め、本学会の目的および活動の適正な報道を確保することを目的とする。
- 第2条 取材を希望する者（以下「取材申請者」という）は、本学会の取材(撮影)申請書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、事務局宛てに FAX（03-6806-0204）又は電子メール（info@jspaci.jp）により申請を行う。
- 第3条 取材申請のあった場合、事務局は速やかに理事長及び広報委員会に報告する。
- 第4条 広報委員会は、取材内容や方法が、定款第3条に定める本学会の目的をふまえ適切か否かを判断する。特に、取材内容が営利目的として利用される可能性について考慮した上で許諾が適切かを判断する。取材を許可する場合は、対応者を推薦・決定するものとする。理事長は、広報委員会の判断を踏まえて取材の可否を決定する。
- 第5条 取材申請に対する許否については、原則的に2週間を目途に事務局より取材申請者に通知する。
- 第6条 取材者は、取材申込書に記載された成果物作成の目的の範囲でのみ利用するものとし、これ以外の目的で取材内容を利用してはならない。
- 第7条 取材内容の成果物の内容に関しては、原則的に対応者および広報委員長もしくは理事長が、報道・掲載前に可能な限り確認し、問題があれば訂正する。
- 第8条 取材内容の成果物が本学会の意図と反する内容または誤解されかねない内容を含む場合は、本学会は取材者に対し、訂正、撤回、謝罪等を含む対応を要請するものとする。
- 第9条 取材者が本内規に違反した場合は、原則として今後取材を受け付けないものとする。

(2019.8.23 理事会承認)

(2025.4.14 理事会承認、一部変更)